



きさらづし 農委だより

平成30年4月1日

第40号

発行：木更津市農業委員会
編集：農業委員会事務局
電話：0438(23)8693



**思わず笑顔こぼれる
美味しいいちごができました！**

いちご農家 石井圭祐さん・律子さん

小学生の頃から農業に興味がありましたが、農家の跡取りが継ぐものでまったくの素人が就農するのは難しいことだと思っていました。しかし、「農業をしたい」という夢が捨てきれず、大学卒業後、サービス業に勤めていた妻と一緒にいちご農家のもとで研修する機会に恵まれ、新規就農への道が開けました。そして、快く私たちを受け入れてくれたいちご農家さんや地元の方々に支えられ、平成27年マンモスイちご園をオープン。「自分達が育った大好きな木更津でいちご園をやりたい」という夢が実現しました。

幸運にも開業1年目から軌道に乗り、現在は4種類のいちごを栽培しています。ものづくりが好きな自分と、明るく、接客が得意な妻。2人で自由に経営できる観光いちご園は、自分達にぴったりだと思います。

さらにおいしいいちごが作れるよう試行錯誤の日々ですが、「また来たい」と思ってもらえるようないちご園になるよう、これからも夫婦二人三脚で楽しくやっていきたいです。

「高齢で農業を続けられない。後継者もないので農地を処分できないの？」こんな悩みを抱えている人も多いと思います。

農地の売買・貸借



しかし、「農地」は農業生産の基盤であることから、売買等の所有権の移転や太陽光発電施設や資材置場等、農地以外の用途に転用するには大きな制限があります。

農地の売買や賃借には農業委員会での手続きが必要になりますので、業者等と契約を結ぶ前に必ず農業委員会へお問い合わせ下さい。

農地法による許可等の無い農地の売買契約は法律上無効であり、登記もできません。所有者としての責任も残りますので、固定資産税等の税金や水利費等の負担がなくなる訳ではありません。また、手続きがされていない違法な転用等の場合は、厳しい措置がとられますのでご注意ください。

農地利用の最適化を推進します！



木更津市農業委員会 会長 安藤 一男

皆様には、日頃より農業委員会の活動に対しご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨年七月、引き続き第二十三期農業委員会の会長を仰せつかりました。新たに市長から任命された十八人の農業委員と農業委員会が委嘱した十八人の農地利用最適化推進委員(新設)とが連携・協力し、農業者の地位安定と地域農業の振興のために努力していく所存ですので、何卒よろしくお願いたします。

ないしは止めてしまう方が増えていきます。これまで十町歩以上の農地を一手に引き受けてくれていた方が一人そうした状況になってしまっただけで、地域の農業のバランスが一举に崩れ、結果的には遊休農地の拡大や耕作環境の悪化につながってしまう恐れがあります。中間管理事業等を活用して農地の集積や集約化を進めるとともに、遊休農地の解消と発生防止を推進すること。そして、集落営農の組織化や担い手の新規参入を促進していくことが急務となっております。一月に策定した「指針」では、平成三十五年までに遊休農地面積を現在の一二六畝から半分の六三畝に。また、農地の利用集積面積の比率を一〇%から三〇%に高めていくという目標を立て、農地利用の最適化を推進していくことになりました。

成を図っていくという新たな役割が求められています。今年度、集落単位での取組みに向け地区懇談会を開催したところですが、まだ始まったばかりです。農業者の皆さんのご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

これからの農業を考える「地区懇談会」を開催しました

各地区とも多くの農業者の皆様にご参加いただき、それぞれ地区の特性を活かしながら、地域の農業を再生ないしは維持、発展させていくにはどうしたらいいのか、補助金等を活用した基盤整備の進め方、遊休農地の解消、担い手の確保等について活発な意見交換が行われました。

地区懇談会参加者にご回答いただいたアンケートの集計結果の一部です。

Q あなたの地区の課題は何ですか? Table with 3 columns: 地区 (鎌足, 中郷, 清川), 項目 (※回答率), and specific survey results like '鳥獣被害 (72.7%)' and '後継者・担い手不足 (56.8%)'.

地区ごとに懇談会を開催することによって、より具体的かつ積極的な話し合いが行われ、今後集落単位の活動を進めていく上での良ききっかけの場となりました。

- 鎌足の農業を考える 地区懇談会 日時 二月二十五日(日) 午後二時〜午後四時 場所 鎌足公民館 出席者 七十七人
- 中郷地区懇談会 日時 三月三日(土) 午後二時〜午後四時 場所 中郷公民館 出席者 七十一人
- 清川地区懇談会 日時 三月十日(土) 午後二時〜午後四時 場所 東清公民館 出席者 六十一人 (※出席者に主催者含む)

鎌足の農業を考える 地区懇談会

魅力ある農業を！

農地利用最適化推進委員

大畑 美規夫

(草敷)

鎌足地区は中山間地域であり、大半が基盤整備されていない農地です。当日参加された方の多くも、山間地区に耕作地を有する方々でした。

参加された方からは、「次世代への世代交代ができない」といった課題から、「お金は出せないが、遊休農地を解消して、みんなが美田・畑を守っていききたい」「行政と相談して基盤整備等を実施していききたい」などといったご意見があり、関心の高さに感激しました。今後、私達が早急に進めていかなければならないことは、まず、補助金等制度を活用した基盤整備の実施。そして田を畑作に転換するなどといった地域に合った農業を展開し、新規就農者

を募集。また、農業者より、使用されなくなった農機具の貸出や農業の法人化を図るなど、集団的農業経営の実施です。まずは行動することだと思えます。

この地区懇談会をきっかけに、今後二回、三回と話し合いを行い、地域農業を活性化させていきたいと考えています。



中郷地区懇談会

若手農業者も参加 してくれました

農地利用最適化推進委員

石崎 幸弘

(井尻)

地区懇談会のための数回

の打合せ会議は、もつとぎつくりしたもの想像していましたが、「結構細かいところまで調整するんだな」と感じました。

当日、参加者の方々がぞくぞくと入って来られ、あつという間に会場はいっぱいに。数名ですが、若手農業者が参加してくれたので良かったです。また、各地区の主力の方たちから、他地区の事例等の話が聞けたのも収穫の一つかと思えます。

懇談会の後日、参加者とお話をする機会があり、「あんな制度があったんだ」「でも、どうなのかなあ」といった声を聞きました。制度を皆さんにもっともつと知っていただければ、問題もクリアできるのではな



いでしょか。

今回、中郷地区全体での懇談会でしたので、若干、発言等が少ない様に思われました。もう少し範囲を狭めた会にしてみたら、発言も増えるのではないかと思います。

清川地区懇談会

未来に向け 農地を守りたい

農地利用最適化推進委員

庄司 正

(天成)

の方向性を考えていきたいと思えます。ユニボやブルドーザーのない時代に開拓した先祖代々の農地です。日本の食料自給率は先進国では最下位の三十八%で、人は一生に一度は食べるものに困ることがあるといわれています。中山間地域では農地が存続の岐路にあると思います。まずは、未来に向けて農地を守ることから始めたいと思えます。

基盤整備（耕地整理）の実現に向けて頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。



総会日程表

総会開催日	許可申請書提出期限
平成30年 4月6日(金)	3月16日(金)
平成30年 5月8日(火)	4月16日(月)
平成30年 6月5日(火)	5月16日(水)
平成30年 7月6日(金)	6月18日(月)
平成30年 8月7日(火)	7月17日(火)
平成30年 9月10日(月)	8月16日(木)
平成30年 10月5日(金)	9月18日(火)
平成30年 11月6日(火)	10月18日(木)
平成30年 12月10日(月)	11月16日(金)

※上記日程に基づき総会を開催いたしますが、都合により変更する場合があります。
変更した場合にはホームページでお知らせいたします。

農業者年金は強い味方

清川地区
石川 和光さん

清川地区の石川和光さんは、椎茸をメインに、レタスやターサイの栽培に励む若き担い手。

就農したのは二十年前。代々続いてきた椎茸栽培を守っていくため、以前勤めていた仕事を辞め、三代目として経験ゼロのところから農業をスタート。椎茸の本来の味、食感、香りをたくさんの人に伝えるため、原木椎茸

にこだわり、栽培しています。

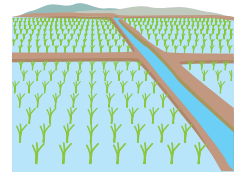
農業者年金は保険料額が千円単位で自由に(二万円から六万七千円の間)設定でき、税制面でも優遇措置のある積み立て式の終身年金です。

農業委員と推進委員の戸別訪問で農業者年金を知り、将来のことを考え今年の二月、農業者年金に加入しました。

「死ぬまで農業を続けたい」という石川さん。しかし、「健康でないと農

農地を相続したら農業委員会へ届出を!

相続、法人の合併・分割、時効により農地を取得した場合は、農業委員会の許可は不要ですが、届出が必要になりますのでよろしくお願ひします。



業は続けられない。農業者年金に加入していれば将来への不安がなくなり、前向きに農業と向き合える。農業を続けたい自分に強い味方ができました」と熱く語ってくれました。

農地の貸し借りは、中間管理機構におまかせください!

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を図るため、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)が農地所有者と農業経営者の間に立ち、経営規模を縮小したい農家等から農地を借り受け、担い手に使いやすいように集約して貸し出す事業です。

《出し手のメリット》

出し手の意向を確認し、適切な貸付先を選定。契約期間が満了すれば農地は出し手に戻ります。また、要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

《受け手のメリット》

長期間の借り入れで安心して

下限面積(別段の面積)について

耕作の目的で農地を買ったり借りたりする場合には、農業委員会の許可が必要とされています。そして、申請地を含めた耕作面積(経営面積)がある一定の規模以上であることを許可の要件としています。この安定して農業経営ができるであろう最低限の経営面積の基準を下限面積(別段の面積)といいます。

下限面積は農地法に定めがあ

耕作が可能。また農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。

【相談または問合せ先】

木更津市経済部農林水産課
電話 0438(23)8444
公益社団法人千葉県園芸協会
農地部 043(223)3011

農地中間管理事業の仕組み



りますが、地域の状況に応じて農業委員会で定めることができ、その設定または修正の必要性を毎年検討することとされています。

本市では、今年三月の農業委員会総会で、ハウス栽培等については例外的な対応が可能であることから、下限面積を法定のまま五十坪(五反)とすることに決定しました。